

「あいち多文化共生推進プラン(案)」に対する県民の皆様からのご意見と県の考え方

番号	ご意見(概要)	愛知県の考え方
(全般)		
1	多様な文化や生活習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心持ちこそ、多文化共生の社会ではないかと思う。	戦前からの歴史的経緯を背景に日本で生活する韓国・朝鮮籍の方などはもとより、いわゆるニューカマーと称される南米系日系人の方、永住資格や日本国籍を取得した方も含め、「国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の皆様が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる多文化共生社会」をめざして、本プランに基づき種々の施策を計画的・総合的に推進していきます。
2	ニューカマーだけが外国人県民でオールドカマーは除外視なのか。 「国籍民族の違いにかかわらず人権が尊重される」総論的目標に沿って戦前からいる在日外国人(韓国・朝鮮人、中国人)にも多文化共生の精神が生かされなくてはならないと思う。 戦前からいる在日外国人(韓国・朝鮮人、中国人)は地域住民とのコミュニケーションも不自由なくとり、納税、社会保険料の納付など住民としての義務は履行しているが、外国人県民が抱える問題は多様かつ複雑な問題がある。	
3	定住を前提とした一般成人配偶者に対する生活日本語をしっかりと学ぶ意思をもつ外国籍県民を大切に扱う姿勢をもつことが重要ではないか。	
第3章 推進施策の展開		
1 行動目標 多文化共生の意識づくり		
4	県民の7割は在住外国人との共生ということに無関心である。関心のある人も賛成と反対の二極化の傾向にある。二極化はどうすることもできないが、無関心である7割の人々の関心を高めていく政策が必要ではと考える。計画には「意識啓発の推進」を行うとあるが、この分野の政策を積極的に行ってほしい。	多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベントを新たに開催しますほか、地域社会、家庭、学校、職場など様々な機会をとらえて、県民の皆様、行政、企業、NGO・NPOなどを対象に多文化共生の意識啓発を推進していきます。
3 行動目標 外国人県民も暮らしやすい地域づくり		
施策の基本方向 コミュニケーション支援の充実		
5	地域の日本語教室には補助金が交付されないので、会場費や教材等すべて自己負担である。補助金を交付するようにしてもらいたい。学習機会の提供を考えると、できるだけ多くの曜日・時間帯・場所で日本語教室が開かれることが大事である。	外国人県民が地域社会で自立して安心して共生していくためには、日本語でのコミュニケーション能力が前提であり、日本語の習得は不可欠です。地域でも日本語の学習機会の充実が求められています。県としても、経済団体や企業、NPOなどと協力して、子供の日本語の学習機会の拡充を進めていきます。 日本語教室への支援としては、(財)愛知県国際交流協会で、地域に密着した日本語教室の開設をめざす講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催しています。
6	日本語が不自由なままでの地域社会での生活は様々な軋轢を生む温床となるので、しっかりと日本語教育施策を期待するものである。 20年余の外国人への日本語教育のノウハウを生かすためにも民間活力の活用と育成を考えるべきである。美辞麗句の踊る国際化ではなく、真に在来県民と新来県民とが意思疎通できるためにも地に足の着いた日本語教育の実践機関の連携が望まれる。	
施策の基本方向 生活支援の充実		
7	「子供の権利条約」によれば、全ての子供は教育を受ける権利がある。県は、国の法改正を待つのではなく、率先して「子供の権利条約」に基づいてすべての子供の就学に責任をもってもらいたい。	外国人児童生徒が教育を受ける機会を逸することが無いように、市町村教育委員会と連携して就学の促進に努めます。
8	民族教育権の保障は日本の多民族多文化共生社会を実現する上で基礎である。愛知県でも他の地方と同様に「民族的少数者の子供達の民族的、文化的教育を受ける権利保障法」を制定し自治体で「条例」を制定すべきである。	ご意見は、参考にさせていただきます。 なお、今後とも、外国人児童生徒の就学への取組とともに、学びやすい環境づくりを推進していきます。

番号	ご意見(概要)	愛知県の考え方
9	市区町村にある公立学校で日本人児童生徒と同じような教育を行うことが時間はかかるが、将来を見据えた有効な事業であると思われる。	外国人児童生徒が公立学校で充実した学校生活を送れるよう、日本語指導や学校生活への適応指導を推進するなど、多文化共生の理念が公立学校の教育現場でも生かされるよう、今後とも努力していきます。
10	豊田市で行われている「ことばの教室」(プレスクール)は、主流の国際教室への取り出し授業よりも効果的だと聞いた。プレスクール・アフタースクールを早急に普及してほしい。	外国人児童生徒の日本語能力や生活の状況に応じて、適切な支援をしていきたいと考えています。 また、先導的なモデル事業として、小学校入学直前の外国人の子供を対象に、バイリンガルの指導員が、ひらがな・カタカナなど初歩の日本語や学習に必要な言葉の指導、学校のルールなどの生活指導を行う「プレスクール事業」を県内 2 地域で実施しています。その他、日本語学習や教科学習支援を行う「アフタースクール事業」を NPO 等に委託して実施しています。外国人の子供が将来への希望をもち、その力を日本社会で発揮できるようになるには、日本語の習得は不可欠ですので、これらの事業の成果の普及に努めていきます。
11	一般成人、国際結婚をした配偶者などに対する日本語教育を行っている日本語学校へも各種学校認可や財政支援を積極的に行うべきではないか。特に、日本語教師を目指す大学(院)生たちに教育実習場を提供している日本語学校へは、重点的に補助事業を行うことが求められる。	本県では、平成 18 年度から本国政府等公的機関から、教育活動について認定を受けている外国人学校を対象として、一定の条件のもと各種学校の設置認可基準の緩和を行っており、外国人学校も一定の条件を満たせば各種学校としての認可(法的地位)を得ることができます。
12	外国人学校について、多文化共生の観点から日本の教育システムの中できちんと位置づけそれにふさわしい法的地位や行政支援を与えるべきではないか。そのためにも地方自治体が外国人学校に対する教育助成金は当然の「義務」「責任」として、日本の公立学校と同等な私学助成補助金を支給する方向を示す必要があるのではないか。	各種学校としての認可を得れば、私立学校経常費の補助対象となり、それぞれの規程に基づき教育に要する経費に対しての補助を受けることができます。 なお、一般成人を対象とした学校の基準緩和を行う予定はありません。
13	経済的基盤の弱い外国人学校は、緩和された各種学校の認可基準も満たすことができず、助成金を受けることができない。こうした弱小の外国人学校に対する補助・支援の制度を作ってほしい。	ご意見は、今後の外国人学校への支援方策の検討の参考とさせていただきます。
14	ブラジル人学校の生徒と地域の公立学校の日本人生徒との交流は、子供を通して大人が相互理解、国際交流を進めるのに有効だと思う。県がそのような方針を公立学校に出すと、交流がスムーズに進む。地域の外国人学校と公立学校の交流も方針に入れてほしい。	公立学校における国際理解教育の推進は大切なことであり、公立学校と外国人学校との交流は、学校や地域の実情に応じて進めていくことが大事であると考えています。 なお、県立高校とブラジル人学校との交流はすでに一部で始まっており、今後こうした活動を広めていきたいと考えています。
15	外国人の子供に教育を受けさせるためにも、「母国語教育」を推進する民族学校だけではなく日本学校に通う朝鮮・韓国人の子供のための「母国語教育」を施す「場」が必要である。行政側が支援するのであればやり易いと思われる。また、朝鮮学校に対し、日本語指導や適応指導を行うことも研究してもらいたい。	ご意見は、参考にさせていただきます。

番号	ご意見(概要)	愛知県の考え方
16	<p>在日コリアンに対する教育は本来日本政府及び地方自治体が責任を持つ問題である。</p> <p>在日コリアンが日本に在住し納税の義務は負っているが権利の面で民族差別があり、民主主義を標榜する日本で弱小民族の子供達の民族衣装を自由に着られなくなり、通学路での朝鮮語の使用を自粛しなければならない現状は正常とは言えない。</p>	<p>ご意見にありましたように、残念なことに今なお、本人と関係のない事柄により朝鮮学校の生徒が暴行やいやがらせを受けるといった事件がたびたび起きており、また、民族衣装を身に着けるとじろじろ見られるなど、一部に在日コリアンの人々への偏見がみられます。</p> <p>こうした行為は、人権にかかわる重大な問題であると認識しており、本県では、平成13年2月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、外国人の人権を重要課題の一つとして位置づけ、国籍や民族を問わず、すべての人が同じ人間として尊重されなければならないとしています。</p> <p>こうしたことからこの行動計画に基づき、公立学校においては、外国人の人権を始めとした人権教育に取り組んでいます。今後とも、各教科、特別活動などにおいて、人権教育を一層推進するよう指導していきます。</p> <p>また、人権啓発については、外国人への人権尊重の啓発冊子を作成し、啓発に取り組んでいます。今後も、人権研修や講演会などを通じ啓発を一層進めていきます。</p>
17	<p>海外から研修制度、留学制度を利用して入国を希望する外国人は、正しい機関を利用し、正しい方法で入国してくることがまず大事である。受入れサイドと他国の斡旋する機関が連携し、正しい情報を分かりやすく制度利用者へ伝えることが必要である。そして、安心して過ごせるように、受け入れた後の両者へのサポートも大切である。外国人研修生を「低賃金労働者」と勘違いし、捉えている雇用者が問題になっているが、セミナーなどの活動によって誤解を回避していけば、そのような問題も起こることがないのではないかと思う。</p>	<p>外国人研修生につきましては、一部の協同組合等におきまして技術移転による国際交流という制度の趣旨を理解せず安価な労働力として受け入れていることから、不正行為が行われたものと入国管理局から認定された事例が発生しております。協同組合を所管する県としましては、制度の本来趣旨に従って適正に実施されるよう、不正行為の事例や入国管理局の指針を記載した文書により注意を喚起しているほか、愛知県中小企業団体中央会と共同で、外国人研修生受入事業実施組合の個別指導や、関係法令の遵守についてのセミナーを実施しています。</p> <p>また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を本年1月、地元経済団体等の協力を得てとりまとめましたので、セミナーで周知を図るなど、その普及を推進していきます。</p>
18	<p>コリアン・マイノリティの年金者、特に1926年以前から日本に在住する人たち(高齢者)に対して迅速な対応が必要であるのに、いまだに「介護保険」制度実施において同胞無年金者に対する対策が全くなされていない。高齢者の負担が多いので、地方自治体が早急な対策を実施されることを望む。また、老齢年金に対しても支給されていないのが現状である。</p>	<p>年金については、国において統一的対策を実施されることが適当と考えられることから、毎年、国へ要望しています。</p>